

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 山形建設株式会社
業者の住所 : 山形県山形市清住町1-2-18
- 2 指名停止措置期間 : (当初)令和2年3月11日～令和2年7月10日 (4か月)
(変更後)令和2年3月11日～令和2年9月10日 (6か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 東京支社管内(東北)

4 事実概要

山形建設株式会社の元専務取締役は、令和2年2月5日、山形県大石田町発注の建築工事の入札において、他の指名業者に対し自社が受注できるよう入札価格を調整するなど談合を行った疑いで山形県警に逮捕された。

また、同年2月26日、同入札に関し同町元副町長から事前に入札情報の教示を受けた公契約関係競売等妨害の疑いで、山形県警に再逮捕された。

さらに、同元専務取締役は、同町が発注した他の建築工事の入札においても、元副町長から事前に入札情報の教示を受け、その見返りとして現金を渡していた贈賄の疑いで、同年3月11日山形県警に再逮捕された。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱(平成15年10月機構規程第83号)別表第2第3号(1)及び第10号(下記参照)に該当するため、同要綱第4条第5項を適用し変更するものである。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停 止 事 由	停 止 期 間
(贈賄) 1～2 省略	省略
3 次の各号に掲げる者が当該地方機関の施行地域内の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上 9か月以下
4～9 省略	省略
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の役職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。(第12項に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以下
11～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)